

2020年5月29日

公益財団法人実験動物中央研究所

所長 伊藤 守

(印影省略)

公益財団法人実験動物中央研究所における
2019(令和元)年度動物実験実施状況等に係る自己点検・評価について

当研究所における2019年度の動物実験に係る自主管理体制および動物実験実施状況等について、「厚生労働省の所管する実施機関における動物実験等の実施に関する基本指針(厚生労働省平成18年通知)」ならびに「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針(文部科学省平成18年告示)」(以下、基本指針)、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準(環境省平成18年告示)」(以下、飼養保管等基準)および「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン(日本学術会議平成18年発出)」(以下、ガイドライン)に則り適切に行われているか自己点検を行った結果、下記のように評価した。

記

I. 規程等の整備状況・自主管理体制

1. 「動物実験等に関する規程(2012年1月改定)」(以下、規程)および規程に基づく各細則は基本指針を踏まえた内容であり適正であると評価した。
2. 規程に基づき動物実験委員会が設置されており、委員構成や会の運営状況も特段ないと判断した。さらに、委員に対する教育訓練も適切に行われたことから、基本指針に適合していると評価した。
3. 動物実験の実施体制は、動物実験計画の立案および審査、承認、終了報告等の実施手順が定められ適正に管理されており、基本指針に適合していると評価した。また、動物実験の申請様式等についても一部の改訂を行い、適当であると評価した。
4. 実験動物の飼養保管(以下「飼養保管」)ならびに動物実験実施施設(以下「動物施設」)の管理体制は、飼養保管基準およびガイドラインに基づき管理者により適切に運用されていることを確認した。

II. 動物実験実施状況

1. 動物実験委員会の活動状況は、委員会議事録、動物実験計画申請書の審査結果、動物実験実施状況等、各種の報告内容より、基本指針に適合し適正に機能していると評価した。
2. 2019年度に実施された全ての動物実験は、未承認の動物実験の実施1件を除き、あらかじめ動物実験計画の新規・継続申請書または変更申請書が提出されており、これらは

動物実験委員会において適切に審査を受け機関の長の承認のもと実施されていることを確認した。また、動物実験の終了後または中間報告時には「動物実験中間／終了報告書」が提出され、動物実験責任者は動物実験委員会による実施状況の点検（ヒアリング）を受けていることを確認した。動物実験委員会による自己点検の結果、本年度の動物実験実施は上述の1件を含め、規程に照らして適切に実施されたことを確認した。これらより、動物実験の実施状況は3R原則に基づく基本指針に適合し、概ね適正であると評価した。

3. 管理者の自己点検報告により、2019年度の各動物施設における飼養保管状況、動物実験実施者および飼養者の安全確保、周辺環境保全等について概ね良好であり適正であると評価した。ただし、動物の不慮または不注意による死亡事故が数件報告されており、これらについては関係者等への聞き取り調査ならびに厳重注意がなされた。その結果、原因の究明と対処、再発防止策の策定と実行、教育訓練を含む周囲への注意喚起等、適切な対応策が講じられたことを確認した。管理者には適切な指導・監督等により再発防止策を継続させるよう指示した。労働安全衛生に係る傷病についても各々、適切な対応策が施されたことを確認し、適正であると評価した。
4. 動物実験責任者および動物実験実施者、ならびに飼養者等への教育研修について、規程および細則に基づき適切に履行されていることを確認し、適正であると評価した。

より適正な動物実験の遂行のため、関係各位には引き続き以下の点に鋭意努めることを望むものである。

- ①動物実験責任者は3Rsの原則に基づいた合理性のある動物実験計画を臨床獣医師の協力を得ながら立案・実行すること、また、動物実験委員会は機関の長にそのための適時・的確な助言・勧告を行なうこと
- ②管理者および実験動物管理者は、飼養保管基準に基づいた適正な動物施設等の運用ならびに実験動物の飼育管理のための点検・管理を適宜行なうこと、また、動物実験責任者および実施者にガイドラインに基づいた適正な動物実験を実施させるために必要な助言・指導を行うこと
- ③動物実験委員会および管理者は、適時・相応な教育研修等の実施により、動物実験実施者等のより一層の資質向上に努めること

以上

2019（令和元）年度 動物実験等の実施に係る実績

－ 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの集計 －

a. 動物実験計画申請・承認件数

申請数 123件（承認 122件、非承認 0件、取下げ 1件）

b. 規程違反・事故件数

規程違反 1件

- ・未承認の動物実験の実施

事故 11件

動物に関する事故

- ・飼育器具（給水ボトル）不良による動物の死亡 6件（マウス）
- ・ケージ餌ホルダーへの挟み込みによる動物の死亡 1件（マウス）
- ・給水ノズル取り付け不良による動物の衰弱/安楽死処置 1件（マーモセット）

飼養者に関する事故

- ・脚立からの転落 1件
- ・マーモセット実験中の咬傷・搔傷 2件

c. 年間使用動物数（匹、頭）；【実験使用数^{※1}／繁殖・生産数^{※2}】

マウス 【9535／32861】

ラット 【416／73】

コモンマーモセット 【955／0】

ウサギ 【10／0】

モルモット 【8／0】

※1：ICLAS モニタリングセンターにおける所外からの受託検査動物はモニタリング実績として別途集計しているため除外

※2：所内での実験使用を除いた繁殖・生産のみの数

d. 教育訓練の実施^{※3}

導入研修・新人研修 18件（55名）

定期研修 9件（185名）^{※4}

※3；特別研修（動物実験手技の訓練や関連知識向上のための勉強会等）は含まない

※4；録画DVDを用いた講習を含む

以上